

以下の和訳は便宜上、ハングル原本を翻訳したものです。もし、ハングル原本と和訳との間に齟齬がある場合には、ハングル原本が優先します。

NAVER クラウドプラットフォームサービス利用約款

第1章 一般条件

第1条 (目的)

本サービス約款(以下「約款」といいます。)は、NAVER クラウド株式会社(以下「当社」といいます。)および当社のサービスウェブサイト(<http://www.ncloud.com>)にアクセスまたは利用する、あるいはそのサービス(以下で定義します。)を利用する顧客(以下「顧客」といいます。)の権利と義務およびそれに関する事項を明示することにその目的があります。

第2条 (用語の定義)

本約款で使用する用語の定義は、次の通りです。

- ① 「サービス」とは、サーバー、ストレージ、DB、ネットワーク等を提供するインフラサービスと IT ソリューションを提供するソリューションサービスを顧客の端末で自由にアクセスして利用できるクラウドコンピューティングサービス(以下「サービス」といいます。)をいいます。「サービス」は各個別サービス(以下「個別サービス」といいます。)で構成され、「顧客」は「当社」の同意のもと、「個別サービス」を選択して利用することができます。
- ② 「顧客」とは、「当社」の「サービス」にアクセスし、本約款に従って「当社」と利用契約を締結し、「当社」が提供する「サービス」を利用する個人または法人、公共機関等をいいます。
- ③ 「アイディー(ID)」とは、「顧客」の識別と「サービス」利用のために「顧客」が決め、「当社」が承認する文字と数字の組み合わせまたは顧客のメールアドレスを意味します。
- ④ 「パスワード」とは、「顧客」が設定した「アイディー(ID)」と一致する顧客であることを確認し、秘密保護のために顧客が自ら決めた文字または数字の組み合わせを意味します。
- ⑤ 「クレジット」とは、「当社」がプロモーション等のために条件を決め、特定商品に適用できるようにする料金プランをいいます。
- ⑥ 「顧客の情報」とは、「顧客」が「当社」の「サービス」に保存する情報(『国家情報化基本法』第3条第1号による情報、個人の場合には個人情報と信用情報を含みます。)で、「顧客」が所有または管理する情報を意味します。
- ⑦ 「営業日」とは、大韓国内に位置した都市銀行が実際営業をする日を意味します。
- ⑧ 「コイン」とは、サービス利用料の支払いに際し、顧客が先払いして保有している決済手段を意味します。
- ⑨ 「パートナー」とは、当社のためにサービスの販売を代行する事業主として顧客に対する技術支援、障害対応、課金管理、契約管理等、顧客が円滑にサービスを利用できるよう、全般的な運用・管理を行う事業主を意味します。但し、「パートナー」と「顧客」間に別途締結する契約や約定がある場合、その契約関係には本約款が適用されません。

第3条 (約款の掲示および修正)

- ① 約款は、当社のサービスウェブサイト(<http://www.ncloud.com>)で確認できます。約款は顧客が当社のサービスウェブサイトアクセスまたは利用する際、サービス契約(以下、第5条第1項で定義するところによる)の成立により提供されるサービスに適用されます。顧客が当社のサービスウェブサイトアクセスまたは利用するためには、約款に同意しなければなりません。
- ② 当社は、「約款の規制に関する法律」、「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」、「クラウドコンピューティングの発展および利用者保護に関する法律」等、関連法に違反しない範囲内で本約款を改正することができます。
- ③ 当社は、当社のサービスウェブサイトにて改正約款を掲示する等、合理的な方法で約款を修正することができます。その時、当社は約款修正事項の効力が発生する少なくとも7日前に効力発生日と詳細内容を明示し、当社のサービスウェブサイトを利用してそれを告知します。ただし、修正事項が顧客の権利および義務に関して不利に作用する場合、当社は第7条第1項に明示されている通り、少なくとも効力発生日の30日前に当該顧客にそれを通知します。
- ④ 当社が前項に従って改正約款を告知または通知する際、顧客に30日の期間内に意思表示をしないと意思が表明されたものと見なすという旨を明確に告知または通知したにもかかわらず、顧客が明示的に拒否の意思表示をしていない場合、顧客が改正約款に同意したものと見なします。

- ⑤ 顧客が改正約款の適用に同意しない場合、当社または顧客は利用契約を解約することができます。その場合、当社は顧客に書面、電子メールまたはこれに準ずる方法で解約事由、解約日、返金費用を通知します。

第4条 (約款に明示されていない事項)

- ① 本約款で定めていない事項は、準拠法、規定、商慣習およびサービスウェブサイト内の個別サービス運営政策(該当する場合)に従います。誤解を避けるために付け加えますと、当社はそれぞれの個別サービスに対する別途運営政策を実施することができます。
- ② 当社は、個別サービスに適用される事項を決め、個別約款として運営することができます。個別約款の内容が本約款と相反する場合、別段の定めがない限り、個別約款が優先適用されます。
- ③ 個別約款に規定がない場合、本約款に従います。

第2章 サービス利用

第5条 (サービス利用の申し込み)

- ① サービス利用申込者(以下「申込者」といいます。)が約款に同意した後、サービス利用を申し込み、当社がそれを承認することでサービス利用契約(以下「サービス契約」といいます。)が成立します。
- ② サービス利用を申し込む際、申込者は実名と実際の情報を提供しなければなりません。申込者が不法的に仮名を使ったり偽りの情報を提供する場合は、約款で定めた権利を享受または主張することができず、当社はサービス契約を解約することができます。
- ③ 申込者がサービスを申し込む際に提供した個人情報、準拠法および規定、当社の個人情報保護政策により保護されます。
- ④ 申込者が民法上の未成年者の場合、法定代理人(保護者)が同意してもサービスを利用することができず、当社は未成年者のサービス申し込みを断ることができます。顧客はサービスを利用することで未成年者ではないことを当社に確認します。

第6条 (サービス契約の成立)

- ① 申込者が上記の第5条に明示されている情報を誠実かつ正確に作成すると、当社は特別な事由がない限り、申し込みを承認します。
- ② 申し込みを受け付けた後、次のような事項に該当する場合、当社はサービス利用申し込みの承認を拒否または延期することができ、またはサービス契約を解約することができます。
1. 申込者が実名を使わない場合、または他人の名義を利用する場合
 2. 申込者が偽りの情報を提供する場合、または当社が要求する情報を提出しない場合
 3. 申込者が法律違反または不法行為等の不正な用途でサービスを利用しようとする場合
 4. 申込者の帰責事由により申し込みの承認が不可能である場合、または申し込みが当社の政策に違反する場合
 5. 申込者が当社に支払わなければならない金額がある場合
 6. 申込者がサービス利用料金(以下「利用料金」といいます。)を滞納する場合、または不適切なサービスの利用履歴がある場合
 7. その他第1号から第6号までに準ずる事由で、承諾することがかなり不適切だと判断される場合
- ③ 当社がサービス利用申し込みに対し拒否または延期を決定した場合、それを申込者に通知します。

第7条 (顧客に対する通知)

- ① 当社は顧客に対し個別通知を原則とし、当社が顧客に通知しなければならない場合、当社は約款で別途明示していない限り、サービス利用申し込み時に顧客が登録したメールアドレスを利用して通知します。
- ② 顧客全体に通知しなければならない場合、当社は上記の第1項で明示した方式の代わりに、サービスウェブサイトにて7日以上告知することで通知を代替することができます。ただし、顧客の権利および義務と関連し、不利な変更事項を通知する場合には、本条項が適用されません。
- ③ 顧客には当社の通知事項を受信することができるように連絡先の情報(メールアドレス、携帯電話番号、固定電話番号等)をいつも最新の状態に維持する義務があります。連絡先の情報をアップデートしなくて顧客に発生する不利益に対し、当社はいかなる責任も負いません。

第8条 (個別サービスの類型および変更)

- ① 当社は、個別サービスの種類、細部事項および価格だけでなく、個別サービスの利用約款、個別サービス、運営規則等を含めた細部事項をサービスウェブサイトに掲示します。顧客はサービスウェブサイトに掲載された細部事項を熟知し、関連情報をベースにサービスを申し込まなければなりません。
- ② サービスウェブサイト上に新しい情報を掲載し、または第 7 条により顧客に通知する場合に限り、当社は個別サービスの形態または価格を追加または変更することができます。誤解を避けるために付け加えますと、変更事項が顧客の権利および義務に不利に作用する恐れがある場合、顧客は第 7 条に明示されている条件によりその通知を受け、第 3 条第 5 項に明示されている権利を保有します。
- ③ サービスが終了する場合、当社はサービスが終了する 60 日前に満了または終了事実を通知します。

第 9 条 (サービス提供)

- ① 原則的に当社は一日24時間、週7日間のサービスを提供します。ただし、設備の点検等、当社に必要な場合、または設備の障害、サービス利用の暴走等の不可抗力事項によってサービス利用に支障がある場合には、例外としてサービス利用の全部または一部を制限することができます
- ② サービスの提供に必須である場合、当社は定期点検を実施することができ、その日程は顧客に通知するか、サービスウェブサイトで告知する内容の通りです。
- ③ 会社が提供するインフラサービスを利用して顧客が保存する情報またはデータは、顧客が所有または管理し、顧客の同意を得ずにそれに接近しません。

第 10 条 (顧客アカウント管理)

- ① 顧客には、自分の ID およびパスワードを管理し、第三者が利用できないように防止する責任があります。
- ② 顧客は、自分の ID およびパスワードが盗用された事実、または第三者が利用した事実を認識した場合、その事実を当社に直ちに知らせ、当社のガイドラインに従います。
- ③ 当社は、個人情報が無断で公開または漏洩する危険がある場合、または ID が当社または当社の運営者と関連性があるかのように誤解される場合、ID の利用を制限することができます。
- ④ 本条の義務に違反して発生するすべての責任は顧客にあります。顧客が本条の義務に違反し、または当社の指針やガイドラインに従わなくて発生する不利益に対し、当社は責任を負いません。
- ⑤ 当社は、個別の顧客が当社の政策によって保有できるアカウントの数を制限することができます。詳しい内容はサービスホームページで告知する内容の通りです。

第 11 条 (顧客個人情報の変更)

- ① 顧客は、サービスウェブサイトの個人情報管理ページでいつでも個人情報を確認、修正することができます。しかし、企業顧客の名前、個人顧客の実名、事業者登録番号または固有 ID 番号等を含むものの、それに限定されるものでないサービス管理上の必須情報は任意で修正することができません。
- ② サービス利用申し込みの提出後に顧客情報が変わる場合、顧客はサービスウェブサイト上で情報を修正し、電子メールまたはその他の方法でそれを当社に知らせなければなりません。
- ③ 顧客が当社に提供した個人情報が正確でない場合、または第 2 項の変更事項を当社に知らせなくて発生する不利益に対し、当社は責任を負いません。

第 12 条 (譲渡および関連顧客情報の変更)

- ① いかなる顧客も任意でサービス契約上の権利および義務、または本契約で利用するその他権利を他人に移転したり、譲渡や担保設定等の形で処分することができません。
- ② 顧客に相続、合併、分割の事由が発生し、顧客ではない第三者(以下「譲受人」といいます。)が、顧客が当社と締結したサービス契約による法的地位を承継する場合、顧客および譲受人は直ちに当社に地位の承継を立証する書類を添付し、当社が指定する方法と手続きによって通知しなければなりません。
- ③ 上記の第 2 項による顧客情報の変更の場合、譲受人には承継の前に約款およびサービス契約の条件を完全に履行する責任があります。承継に関して問題が発生する場合、顧客と譲受人が連帯して責任を負います。

第13条 (当社によるサービス利用の停止または終了)

- ① 当社は次の各号の事由に該当する場合、事前通知せずに顧客のサービス利用を停止することができます。
 1. 顧客が料金を支払月まで支払わない場合(顧客がパートナーに料金を支払っていない場合も含む。)
 2. 安定したサービスの運用を阻害する恐れのある多量の情報送信、広告性情報を送信または媒介する行為をしたり、このような行為が発生する場合
 3. 顧客サーバーで実行中のプログラムにより、他の顧客システムの運営に被害が発生し、または当社のサービス運営に支障または障害が発生する場合、またはそのような被害乃至支障、障害が発生する危険がある場合
 4. 顧客がサービスを利用して運営中のシステムと関連し、非正常的な過多トラフィックが発生し、ネットワークに影響を与える場合
 5. 顧客がセキュリティアップデートをサーバーに適切にインストールせず、それが当社のサービス運営の危険要素と判断される場合
 6. 顧客が国家的な利益や公益に反する目的でサービスを利用する場合
 7. 顧客のサービス利用が関連法令や公共倫理、秩序に反する場合
 8. 顧客の行為が他人の名誉を棄損し、または不利益を与える場合
 9. 顧客が利用中のサーバーがウイルスに感染したりハッキングされたり、そのような被害が疑われる場合
 10. サービスを通じて顧客が処理する顧客の情報に対し、第三者が権利侵害を主張する等(これを含むものの、これに限定されるものでない)、顧客のサービス利用を停止させる法的根拠がある場合
 11. 法的手続きにより政府機関がサービスの一時的な利用停止を要請または命令する場合
 12. 顧客が、当社がサービス利用のために決めた条件、サービス利用に関して告知した制約または制限事項を回避する方式(例えば、無料でサービスを利用したり、特価のベネフィットを受けるために複数の当社のアカウントを作ったり、必須インストールプログラムを無断削除する等)で本件サービスにアクセスまたは使用する場合
 13. その他関連法令や当社が定めた利用約款、利用条件に反する場合
- ② 上記の第1項による事由で顧客のサービス利用を停止させる場合、当社はその顧客に停止の事由、利用停止期間および公式的な異議申し立ての手段を通知します。当社は第1項と関連した事由が除去された場合、またはこれ以上有効でない場合、遅滞なく顧客のサービス利用権利を回復させます。
- ③ 利用停止の事由が依然として存在する場合、当社はそのサービス契約を解約することができます。この場合、当社は第7条に明示されている方法で顧客に通知します。顧客がパートナーに対し継続して料金を支払わない場合には、パートナーが証憑を備えて契約解除を申し込む場合にも同様です。
- ④ 当社は、本条に記述された事由によってサービスが停止された期間に発生した料金を請求することができます。

第14条 (サービス中断)

- ① 次に該当する場合、当社はサービスの提供を中断することができます。
 1. サービスの提供に関する当社と第三者間の契約の終了/解約、設備修理およびその他メンテナンス作業等、不可避な理由が発生した場合
 2. 国家的な非常事態、設備の欠陥またはサービス利用の急増等により、正常なサービス運営に障害の発生する恐れがある場合
 3. 天災地変等不可避な理由により、当社が実質的に安定的なサービスを提供することができない場合
 4. 電気通信サービス提供者(電気通信事業法に明示)が通信サービスを中断する場合
- ② 当社は、上記の第1項第1号に明示されている事項に該当する場合、顧客に事前通知し、サービス接続画面やサービスウェブサイト上に掲載する方法で、サービス中断を通知できます。ただし、当社が統制できない事由によるサービス中断(当社の故意、過失のない設備障害、システム障害等)によって事前通知が不可能な場合には、その限りではありません。
- ③ 当社は上記の第1項の第2号、第3号、第4号に明示されている事項に対しては、事前通知せずにそのサービスを一時中断することができます。

第15条 (顧客によるサービスの中止または解約)

- ① 顧客がサービス契約の中止または解約を希望する場合、サービスウェブサイトに掲示した手続きと方法で当社に通知しなければなりません。当社は正常な条件下で顧客が要請した日に、中止日程に合わせてサービスを中止し、またはサービス契約を終了します。しかし、顧客が契約解約を

要請した日に支払わなければならない利用料金が残っている場合は、その顧客が利用料金を支払わなければ解約手続きを踏むことができません。

- ② サービス利用期間に顧客がサービス契約を暫定的に中止しようとする場合、許容可能な中止期間、中止期間の利用料金、中止条件、そして中止の効力等の問題は、サービスウェブサイトに掲示された細部事項に従います。
- ③ 顧客が上記の第 2 項に明示されているサービス利用中止事由の一部に該当し、サーバーの利用を中止する場合(以下「サーバー中止」といいます。)、サービスは一回最大 90 日まで、12 ヶ月間累積日数 180 日まで中止することができます。顧客がサーバーを利用しない状態で当社の明示的な同意なしに最大期間を超過する場合、当社は顧客に通知した後、サーバーを返却処理(回収)することができます。この場合、サーバーに保存されている顧客のデータは、当社に 30 日間バックアップされた後、削除されます。顧客は前述した保存期間内に限ってサーバーおよびデータ復旧再使用を要請することができます。サーバー中止が可能なサーバーのタイプおよび中止期間に発生する利用料金に対する情報は、サービスウェブサイトに掲示された内容の通りです。
- ④ 顧客は、サービス利用期間に、使って来たサーバーに保存されているデータをサービス契約の解約前に直接バックアップしなければなりません。当社は、サービス契約の解約と同時に顧客のすべてのリソース(サーバー等)および資料を削除します。削除されたリソースと資料はいかなる理由があっても復旧されません。

第 16 条 (当社のサービス利用契約の職権解約)

- ① 次に該当する場合、当社は顧客と追加協議なしに固有の裁量でサービス契約を解約することができます。
 1. 顧客がサービス契約に明示されている期間内に未払い利用料金に対する適切な措置を取らない場合
 2. サービス利用申込書に記入した情報が偽りと判明される場合
 3. 顧客が当社のサービス運営を故意に妨害し、当社に損失を与える場合
 4. 顧客が当社のサービスを仮想通貨マイニングの用途で利用する場合
 5. 第 26 条(顧客の義務)で定めた顧客の義務に違反し、当社の解消要求に対し相当期間適切な措置を取っていない場合
 6. 第 13 条(利用の停止)に対する当社またはパートナーの解消要求に対し、相当期間適切な措置を取っていない場合
 7. 顧客のサービス利用目的および方法が国内および国際法に違反し、政府機関が適法な手続きを通じてそのサービスの終了を要請する場合
 8. 「個人情報有効期間制度」により、1 年間サービスを利用していない「顧客」の個人情報を保護するために、その情報の削除が必要な場合
- ② 上記の第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、または第 5 号の場合、当社は顧客に明示されている期間内に問題解決を要請することができます。それにもかかわらず、顧客が問題解決に必要な措置を取らない場合、当社はサービス契約を終了することができます。
- ③ 「サービス契約」後、1 年間利用履歴のない「個別サービス」の場合、顧客に通知した後、その「個別サービス」に対する契約を解約することができます。ただし、この場合、顧客への事前通知は、第 7 条で定める方法で行います。

第 17 条 (迷惑メール送信者に対する利用制限)

- ① 利用顧客が迷惑メールの送信(用語の目的上、メール受信を拒否する受信者の明確な意思に反し、一方的に送信または掲示することで、収益を得ようとする広告性情報を「迷惑メール」に分類します。)と関連し、次に該当する場合、当社はサービスを制限したり、サービス契約を解約することができます。
 1. 韓国放送通信委員会または韓国インターネット振興院が顧客の迷惑メール送信行為を感知し、利用中断を要請する場合
 2. 顧客が大量の迷惑メールを送信し、サービスシステム障害を誘発した場合、またはそのような障害が発生する恐れがある場合
 3. 迷惑メールの受信者が自分のアドレスの削除を要請したにもかかわらず、迷惑メールを送信し続ける場合
- ② 当社が迷惑メール関連苦情に対する措置を要請したにもかかわらず顧客が要請に応じない場合、受信者の明確な拒否の意思表示に反して一方的に商業的な目的の広告性情報を送信または掲示した行為に対し、顧客は民事・刑事上の法的責任を負うことになります。

第 3 章 利用料金および管理

第 18 条 (サービス利用料金)

- ① 当社は、利用料金およびその変更事項をサービスウェブサイトに掲示します。
- ② サービスは大きく約定制と時間制に分けられます。

- ③ 特別な事由がない限り、サービスの契約期間に利用料金に変更されても、変更された利用料金はサービス契約期間全体に遡って適用されません。
- ④ 当社は、サービス利用時に活用できる「クレジット」または「コイン」(以下「クレジット等」とする)を、顧客を相手に発行することができます。この際、「クレジット等」の活用条件およびその他の運営政策など「クレジット等」に対する細部事項は、サービスウェブサイトに掲示した内容の通りです。

第 19 条 (サービス利用料金の算定および精算)

- ① サービス利用料金は、毎月 1 日から末日まで 1 ヶ月単位で算定、請求されます。
- ② 月の途中でサービス利用を開始する場合、開始日から開始した月の末日までのサービス利用料金は日割り計算されます。

第 20 条 (解約手数料)

- ① 合意された契約期間があるサービス契約が第 13 条第 3 項、第 15 条または第 16 条、またはその他顧客の都合により解約される場合、顧客は解約手数料を当社に支払わなければなりません。解約手数料は、個別サービスの利用約款または運営ポリシー等から別途案内されます。
- ② 次に該当する場合、顧客は前項の解約手数料を支払わずにサービス契約を解約することができます。
 - 1. 当社の帰責事由により、累積サービス障害が一ヶ月で 72 時間を超過した場合
 - 2. 当社の帰責事由により、1 時間以上持続するサービス障害が一ヶ月で 5 回以上発生した場合

第 21 条 (利用料金の支払いおよび請求)

- ① 当社(パートナーを含む、本条では以下同様。)は、利用料金が発生した月の翌月に顧客に請求書を発行し、顧客は当社が事前に明示した支払期日当日またはその以前に請求された金額を支払わなければなりません。
- ② サービス利用に対する利用料金の支払手段は、次の各号の通りです。
 - 1. 会員登録類型が国内(大韓民国)事業者の場合：クレジットカード、口座振込み、専用仮想口座の中で選択
 - 2. 第 1 号以外の会員登録類型の場合：クレジットカード
- ③ 当社は、顧客にサービス利用料金の請求書が利用料金の支払期日の少なくとも 5 日前に届くように事前発送します。
- ④ 顧客が支払期日内に利用料金を支払わない場合、当社は電子メールで未払い利用料金について通知します。未払い利用料金に対しては、加算金(毎月未払い金額の 1.5%)が追加され、再請求されます。
- ⑤ 顧客が翌月の末日まで利用料金を支払わない場合、当社は約款およびサービスウェブサイトに明示されている手続きと方法により、サービスを解約することができます。

第 22 条 (利用料金の支払責任)

顧客には、サービス利用料金を支払う責任があります。ただし、顧客が利用料金の支払責任者を指定した場合、顧客と利用料金の支払責任者が利用料金の支払いに対し、連帯責任を負います。この場合、顧客は支払責任者の責任確認書を提供しなければなりません。

第 23 条 (請求書に対する異議申し立て)

- ① 顧客が請求された利用料金に同意しない場合、顧客は書面または電子メールで当社またはパートナーに対し公式的に異議を申し立てることができます。
- ② 当社またはパートナーは、第 1 項の公式的な異議申し立てを受け付けた後、7 営業日以内に検討し、顧客にその結果を知らせます。上記の異議申し立てに対する結果を決まった期間内に顧客に通知することができない場合、当社またはパートナーは顧客に遅延理由を通知します。

第 24 条 (利用料金の払い戻し)

- ① 当社またはパートナーは、顧客が支払った利用料金が過納または誤納された場合、過納または誤納された金額を翌月の利用料金と相殺処理することができます。
- ② 第 1 項の相殺以前に顧客が過納または誤納された金額の払い戻しを要求する場合、当社またはパートナーは顧客にその金額を払い戻します。

第 4 章 契約当事者の義務

第 25 条 (当社の義務)

- ① 当社は、安定的で持続的な方式で顧客が要請するサービスを提供するように努力します。
- ② サービスの正常運営に支障をきたす障害が発生する場合、当社はできる限り早く整備または復旧し、サービスの安定的な運営に最善をつくします。
- ③ 当社は、顧客が提示した意見や不満を公正に即時または期間内に処理し、当社が決めた手続きに従います。
- ④ サービスを円滑に運営するために、当社はサービスウェブサイトに掲示されている個人情報保護政策に従って顧客の個人情報を収集、保管することができます。当社は顧客の同意なしに顧客の個人情報を第三者に提供しません。ただし、関連法および規定により、調査の目的等で裁判所またはその他司法機関が発行する令状等を通じて顧客の個人情報の提供を要請される場合は、例外にすることができます。
- ⑤ 当社は、利用約款の範囲外の目的でサービスと関連した顧客の情報にアクセスしたり、データを処理したりしません。ただし、障害処理、顧客の情報保護等、円滑なサービスを提供するためにアクセスが必要な場合、顧客の情報にアクセスし、内容を把握することができます。
- ⑥ 当社は、第 5 項によって把握した顧客の情報に対し、円滑なサービスを提供するために削除、変更等、データの処理が必要な場合、顧客の同意を得ます。ただし、顧客の同意がない、または同意をしなくても当社のサービス運営および他の顧客のサービス利用を妨げる場合、当社はその顧客のサービス利用を停止することができ、その手続きは第 13 条第 2 項以下で定めるところによります。

第 26 条 (顧客の義務)

- ① 顧客は、明示されている支払期日またはその前に利用料金を支払わなければなりません。
- ② 顧客は、当社のサービス運営または他の顧客のサービス利用を妨げたり、第三者の権利を侵害してはいけません。これと関連し、当社はサービスウェブサイト顧客の不法行為等を当社に通知、通報するメニューを設け、運営することができます。
- ③ 顧客は、サービスを通じて運営するサイトまたは掲示板等を淫乱情報、不法情報、有害情報、違法賭博情報等を流通、掲載、リンクするための目的で使うことができず、法律上の不法的な行為をすることができません。また、顧客がサービスを利用して扱うサービスおよび情報等、顧客の情報に対する所有・管理等一切の責任は顧客本人にあります。
- ④ サービスを利用して第三者の個人情報を処理、管理、利用またはそれにアクセスする場合、顧客は関連法および規定を遵守してその個人情報を管理、保護しなければならず、当社はこのような行為により発生する第三者の情報漏洩等を含むものの、それに限定されるものでない結果、損失または損害に対し、責任を負いません。
- ⑤ 顧客は、サービスを通じて自分が運営しているサーバーが侵入者から安全に保護されるようにシステム運営に関する定期的なセキュリティアップデートをしなければなりません。顧客がシステムセキュリティサービスに対する契約を当社と別途締結した場合を除き、当社は発生したセキュリティ事故に対し責任を負いません。当社は顧客のサービス利用に関するセキュリティ措置のためにセキュリティ管制業務を遂行することができ、そのために顧客の情報にアクセスして内容を把握し、その結果を顧客に知らせ、セキュリティ強化措置を要求することができます。顧客は当社のセキュリティ強化要請に応じなければなりません。
- ⑥ 顧客は、サービスを通じて顧客が運営するサーバー、ソフトウェアプログラム等に対する権利をすべて保有または確保しなければならず、それに関して発生する著作権問題等に対し、全的な責任を負わなければなりません。
- ⑦ 顧客がサービスを通じて違法ソフトウェアまたは迷惑メールを配布または送信し、他の顧客または第三者に被害を与える場合、当社にはそれに対する責任がなく、その顧客は当社を免責し、義務、損失、損害賠償、当社を相手にした訴訟等から当社が被害を受けないようにしなければなりません。
- ⑧ 顧客はサービス、その他コンピューターコード、ファイル、またはプログラムの安定的な運営を妨害または破壊するソフトウェアウイルスを含めたデータを掲示または配信してはいけません。
- ⑨ 顧客には準拠法、約款、当社のサービスウェブサイトと指針に明示されているガイドラインや予防措置等を完璧に熟知・体得し、遵守する義務があります。顧客は、当社の業務を妨げる行為をしてはいけません。
- ⑩ 顧客には、サービスの利用過程で扱うデータをバックアップ、保存する義務があり、データの管理不足による損失が発生する場合、それに対する責任を負わなければなりません。ただし、当社が提供する別途のバックアップサービスを申し込んで利用する顧客の場合は、バックアップサービス条項に明示されている範囲内で当社がデータの管理不足に対する責任を負います。
- ⑪ 顧客は、当社の同意なしに第三者にサービスを再販売あるいは再賃貸することができません。
- ⑫ 当社運営サービスのウェブサイトにある全てのコンテンツ[テキスト、グラフィック、ロゴ、ボタンアイコン、画像、オデオクリップ、デジタルダウンロード、データコンピレーション(data compilations)及びソフトウェア等]は、当社又はそのコンテンツを提供した者の資産であり、著作権法など関連法令の下で保護されます。顧客は、当社との別途合意や当社からの明示的な書面による同意がある場合を除けば、コンテンツの全部または一部を商

業的な目的で複製、コピー、使用することができず、ダウンロードや変更して再販売してはいけません。また、顧客のコンテンツ使用権限には、データのマイニング、ロボットまたはそれと類似したデータの収集及び抽出のツールの使用は含まれません。

第 5 章 損害賠償

第 27 条 (当社の損害賠償)

- ① 当社は、当社の帰責事由により、「個別サービス」に対して当社が保障したサービス水準を達成および維持することができなかった場合、「個別サービス」別に決まっているサービス水準約定(以下「SLA」といいます。)により、賠償を行います。「個別サービス」に対する「SLA」が当社側の都合により決まっていない場合には、Server サービスの「SLA」を準用するが、損害賠償水準は下表の内容に従います。

月稼働率	サービスクレジット
99.0%以上 ~ 99.9%未満	月額利用料金の 10%
95.0%以上 ~ 99.0%未満	月額利用料金の 25%
95.0%未満	月額利用料金の 100%

- ② 顧客が「個別サービス」を利用できなかったことに対する当社の賠償責任は「SLA」で定めた内容に限定され、顧客の期待利益のような間接的/不随的な損失に対しては当社が責任を負いません。
- ③ 本条項は、当社のサービスを有料で利用する顧客だけに適用され、無料サービスまたはイベント等でサービスを無料で利用する顧客に発生した損害に対しては、当社が責任を負いません。

第 28 条 (顧客の損害賠償)

- ① 顧客は、次のような事由で紛争が発生する場合、当社、関連会社、それぞれに該当する役職人、代理人、協力会社およびライセンス使用許可権者を免責して防御し、彼らが被害を受けないようにすることに同意します。
- 顧客が約款、準拠法および規定違反または侵害
 - 当社が約款違反の疑いについて調査し、または約款違反が発生したと判断して取る措置
- ② 顧客が当社に対し損害を賠償するようになる場合、当社の法律費用、経費、そして/または上記に明示した請求から発生する損害賠償額を含むものの、それに限定されるものではありません。
- ③ 当社が顧客に対し損害賠償を請求する場合の手続きに関しては、第 27 条の規定を準用します。

第 29 条 (法的責任の制限)

- ① 他の規定にもかかわらず、次に該当する場合、それが予測可能な状況であっても当社は契約上であれ、不法行為(過失含む)上であれ、それに関して発生するいかなる損失や損害に対し、準拠法が許容する最大限の範囲内で責任を負いません。
- 天災地変や戦争等の不可抗力事項による場合
 - 顧客の故意(未必の故意を含む)、不作為または過失による場合
 - 当社以外のサービス提供者が提供した通信サービスに対する障害
 - 当社が故意または重過失によりサービスを中断した場合を除き、サービス診断等やむを得ない事情により、事前告知後にサービスを中断した場合
 - 当社が第 9 条により、事前通知または告知された定期点検を実行するためにサービスを中断した場合
 - 顧客の利用がサービス契約で定義するサービス範囲を超える場合
 - 顧客がサービスに掲示した情報の不正確性、不適切性等により、顧客自身または第三者に損害が発生した場合
 - 顧客のシステムセキュリティに対する管理不足により、侵害が発生した場合
 - 国家的な非常事態、全国的なネットワーク障害、またはこれに相応する不可抗力事項によりサービスが中断された場合
 - サービスを利用する顧客のシステムで発生した事故の拡散を防止するためにサービスが中断される場合

11. 当社が関連法令による保護措置を取っているにもかかわらず、外部からの不法的な侵害によりサービス障害が発生した場合
 12. 顧客の情報システムで発生した事故の拡散を防止するためにサービスが中断される場合
 13. 当社のサービス上に顧客が任意で設置した装備、ソフトウェア、アプリケーションまたは OS で障害が発生する場合
 14. 顧客が無料サービスを利用する場合
- ② 契約または不法行為(過失含む)、その他によるすべての損害、損失および訴訟事由に対し、当社が責任を負う最大累積賠償金額は、(A)本条件下で発生した訴訟事由の要因になる状況の発生日の直前 6 ヶ月以内にサービス利用のために顧客が当社に支払った総合計金額と、(B)1000 米ドルのいずれか大きい金額です。法的責任の制限はいかなる種類のものであれ(本約款上の本条項およびその他条項含む)、当社と関連会社、そしてそれぞれの承継人と譲受人の利益のためのものです。
- ③ 当社は特別、直接、間接、懲罰的、付随的、結果的な損害または利益の損失、貯金上の損失、営業妨害、情報の損失等を含むものの、それに限定されるものでない事由によるいかなる損害(契約または不法行為またはその他サービスに関して発生したすべてのその他損害)に対し、責任を負いません。

第 30 条 (準拠法および司法管轄)

- ① 約款は、法律相反の原則および顧客の所在地と関係なく、大韓民国法律の適用を受けます。
- ② 顧客と当社は、ソウル中央地方裁判所の独占的な司法権と裁判管轄権に永久に同意し、これに対する司法権、裁判管轄権の不便さに対する異議権をあきらめます。前項にもかかわらず、ソウル中央地方裁判所の判決および判示事項は、顧客または当社所在地のどの裁判所でも執行できます。

第 31 条 (責任免除条項)

- ① 準拠法で許容する最大限度内で、サービスは「ありのまま」、「有効な」範囲で提供され、当社は条件、品質、耐久性、遂行能力、正確性、信頼性、商業性または特別目的に対する適合性、そして侵害防止、または円滑なサービス、エラー防止、有害要素防止、セキュリティ、または機能やデータの損害、損失誘発防止等を含むものの、それに限定されるものでない内容に対し、暗示的または明示的な保障を一切しません。
- ② 当社は、準拠法で許容する最大限度内でサービスが提供する情報の有効性、正確性、信頼性、品質、安全性、完全性または現在性を代表または保障しません。
- 一部の管轄地では黙示的な保証の排除や黙示的な保障の有効期間の制限を許容しないため、上記の排除や制限が顧客に適用されないこともあります。

第 32 条 (分離規定)

もし、ある条項が裁判所または管轄裁判所により無効または執行不可と判断されても、残りの条項の執行可能性はそれに影響されず、依然として有効で強制力を持ちます。

第 33 条 (権利不放弃条項)

顧客の約款違反と関連し、当社が権利実行や措置を取らなくても、以降に結果的に発生する行為または類似した行為に対し、当社が約款の権利および該当権利の実行をあきらめるものとは見なされません。

第 34 条 (貿易法規の遵守)

顧客がサービスを購入および/または利用する条件として、顧客は EU Dual Use Export Controls、US Export Administration Regulations、International Traffic in Arms Regulations、国際および国家別経済制裁プログラムを含めて該当するすべてのデータの保護、輸入、再輸入、制裁、アンチボイコット、輸出統制法規および国家別輸出統制制度を遵守することに合意します。誤解を避けるために付け加えますと、顧客(該当する場合にはその最終ユーザー)は顧客の情報の送信および処理、前述した当社の最終ユーザーを対象にした顧客の情報の活用を含め、顧客がサービスの使用を選択する方式に関する遵守に全的な責任があります。顧客や最終ユーザーがアップロードしたすべての顧客の情報は、当社の全世界に位置したサーバーでホスティングされることがありますので、顧客は関連した貿易制限リストにある情報をアップロードすることができず、最終ユーザーが禁止された情報をアップロードすることができないようにする責任があります。顧客は、UN 安全保障理事会、アメリカ国家安全保障会議、アメリカ政府(例: アメリカ政府機関のヨーロッパ連合特別指定国リストおよびその他該当する国家の海外制裁措置会員国リスト)およびこれに限らない機関の制裁対象リストに明示されていないことを確認し、保証します。

第 35 条 (言語)

本約款上、当社が掲示または通知するすべての意思疎通の手段はハングルとします。この場合、当社はユーザーの便宜を図りハングルと共に英文翻訳版を提供することができます。ただし、当社が本約款に対する英文翻訳版を提供・掲示または通知するにあたり、英文翻訳版を提供する場合、ハングル版と英文翻訳版の間の不一致については、ハングル版が優先します。

それにもかかわらず、顧客は、当社に対する意思疎通の手段としてハングルまたは英文を選択することができます。

付加条項 - EU 地域の顧客対象

本附則(以下「附則」といいます。)は EU の領土および所有地に位置または居住する、または EU 地域のサービスにアクセスする顧客だけに適用されます。附則は約款の一部で、約款を条件とします。附則に明示されている限り、約款の内容と附則が一致しない場合、附則が優先適用されます。附則で別途定義していない用語の定義は、約款に従います。

(1) 第 3 条第 3 項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

約款を修正しようとする場合、当社は効力発生日の少なくとも 30 日前に、第 7 条第 1 項により顧客にそれに対する通知をします。修正通知には、第 4 項と第 5 項に明示されている顧客の拒否する権利およびそれによる結果に対する内容が含まれます。

(2) 第 6 条第 2 項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

次に該当する場合、当社はサービス利用承認を拒否または遅延することができます。ただし、サービス契約の締結後にその事実を認識した場合、当社は第 16 条によりサービス契約を解約することができます。

1. 申込者が実名を使わない場合、または他人の名義を盗用する場合
2. 申込者が偽りの情報を提供する場合、または当社が要求する情報を提出しない場合
3. 申込者が法律違反またはその他不法行為等、適法ではない目的でサービスを利用しようとする場合
4. 申込者の都合により申し込みが承認されない場合、または当社の政策に違反する場合
5. 申込者が当社に支払わなければならない金額がある場合
6. 申込者がサービス利用料金(以下「利用料金」といいます。)を滞納する場合、またはサービスの不適切な利用履歴がある場合
7. 上記の条項と関連し、申し込みの承認が不適切だと明確に判断されるその他の事由がある場合

(3) 第 8 条第 3 項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

当社は、(i)無料で顧客に提供されるすべてのサービス、および(ii)有料で顧客に提供されるすべてのサービスに対し、いつでも全体またはその一部を変更または中断することができます。ただし、有料サービスの場合、(a)既存のサービス契約期間に当社はそのサービス契約の一部であるサービスを中断せず、(b)変更により既存のサービス契約の機能または性能、セキュリティ水準を低下させないことを前提にしなければなりません。サービスが中断される場合、当社はサービスが中断される 60 日以上前にサービスの中断および終了について告知します。

(4) 第 9 条第 1 項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

当社は、第 27 条で合意した稼働率に相応する期間にサービスを提供します。この期間を超過するサービス可用性はサービスに含まれず、当社にこのような超過期間に対してはサービスを提供する義務がありません。前文にもかかわらず、不可抗力事項によってサービスが適切に利用されない場合、当社はそれに対する責任を負いません。

(5) 第 13 条①項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

当社は、次のような場合に、顧客のサービス使用権限を解除または中止することができます。ただし、当社が顧客に対し次の事由の治癒を催告したにもかかわらず、顧客が催告日から 10 日以内にその事由になる状況を解消することができなかった場合に限りです。それにもかかわらず

ず、当社の催告が法律違反の場合、または損害が予想される場合のように当社の催告が非合理的な場合には、催告なしに解除または中止することができます。

1. 顧客が月末まで決済しない場合(顧客がパートナーに料金を支払っていない場合も含む。)
2. 顧客が多量の情報またはサービスの安定的な運営を阻害する恐れのある広告性情報を送信または調整する場合、またはこのような行為が発生する場合
3. 顧客サーバーで実行中のプログラムにより、他の顧客システムの運営に被害が発生し、または当社のサービス運営に支障または障害が発生する危険がある場合
4. 顧客がサービスを利用して運営中のシステムが大容量のネットワーク攻撃を受ける場合、あるいは顧客サーバーで非正常的な過多トラフィックが発生し、ネットワークに影響を与える場合
5. 顧客のセキュリティアップデートをサーバーに適切にインストールしていない行動が、当社のサービス運営に危険要素として作用した場合
6. 顧客が国家的な利益や公益に反する目的でサービスを利用する場合
7. 顧客のサービス利用が準拠法または公共倫理や秩序に反する行為に該当する場合
8. 顧客の行為が他人の名誉を棄損する場合、または不利益をもたらす場合
9. 顧客が利用中のサーバーに対するハッキング、またはウイルス感染が疑われる場合
10. サービスを通じて顧客が処理する顧客コンテンツに対し、第三者が権利侵害を主張する等(これを含むものの、これに限定されるものではない)、顧客のサービス利用を停止させる法的根拠がある場合
11. 法的手続きにより政府機関がサービスの一時的な利用停止を要請する場合
12. 顧客が、当社がサービス利用のために決めた条件、サービス利用に関して告知した制約または制限事項を回避する方式(例えば、無料でサービスを利用したり、特価のベネフィットを受けるために複数の当社のアカウントを作ったり、必須インストールプログラムを無断削除する等)で本件サービスにアクセスまたは使用する場合
13. その他関連法令や当社が定めた利用約款、利用条件に反する場合

(6) 第 14 条第 1 項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

当社は次に該当する場合、サービスの提供を中断することができます。

1. 不可避な装備の修理およびその他メンテナンスに必要な場合。ただし、当社の帰責事由で上記の修理またはメンテナンスが必要となった場合、サービス契約による顧客のすべての権利は影響を受けません。
2. 国家的な非常事態、サービス装備の欠陥、またはサービス利用の急増等により、正常なサービスを妨げる危険要素がある場合
3. 当社が天災地変等不可避な理由により、安定的なサービスを提供することができない場合
4. 通信サービス提供者が(電気通信事業法により)自社の通信サービスを中断した場合

(7) 第 16 条は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

- ① 当社の法定解約権限にもかかわらず、下記の各号の事由に対しては、顧客が当社の事前通知を受けた日から 10 日以内に契約解約の事由を解消することができない場合にのみ、サービス契約を解約することができます。ただし、(a)第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号に明示されている場合、(b)内在的な特性上、解決できない状況、または(c)準拠法に違反または違反する恐れ等を含むものの、これに限定されるものでない、当社が認める合理的な事由でない場合はその限りではありません。
1. 顧客が 2 ヶ月連続で請求金額を支払わなかったり、2 ヶ月の利用料金に相応またはそれを超過する金額を滞納する場合
 2. サービス利用申込書に記入した情報が偽りと判明される場合
 3. 顧客が当社を相手に故意に損失を与え、当社のサービス運営を妨害する場合
 4. 顧客が当社のサービスを仮想通貨マイニングの用途で利用する場合
 5. 第 26 条(顧客の義務)で定めた顧客の義務に違反し、当社の解消要求に対し相当期間適切な措置を取っていない場合
 6. 第 13 条(利用の停止)に対する当社またはパートナーの解消要求に対し、相当期間適切な措置を取っていない場合

7. 顧客のサービス利用目的および方法が国内および国際法に違反し、政府機関が適法な手続きを通じてそのサービスの終了を要請する場合

8. 「個人情報有効期間制度」により、1年間サービスを利用していない「顧客」の個人情報を保護するために、その情報の削除が必要な場合

② <削除>

③ 「サービス契約」後、1年間利用履歴のない「個別サービス」の場合、顧客に通知した後、その「個別サービス」に対する契約を解約することができます。ただし、この場合、顧客への事前通知は、第7条で定める方法で行います。

(8) 第18条第2項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

本条項に別段の定めがない限り、サービスの契約期間に利用料金が変動されても、サービス契約期間全体に遡って適用されません。場合によっては当社は合理的な裁量権で販売者価格および下請会社、人件費または適用税金等、関連サービスの調達及び提供にかかる当社の費用の変動分を適切に反映し、合意されたサービス契約に適用可能な利用料金を調整することができ、これは次の開始月に発効されます。特定の価格要因により費用が上昇すると、他の価格要因で引き上げ分を相殺するほど費用が低くならない限り、利用料金を引き上げます。特定の価格要因で費用が低くなると、他の価格要因による引き上げ分が低くなった費用を超過しない限り、適用利用料金は低くなります。合理的な裁量権を発動し、当社は費用の上昇および下落に影響を与える価格要因を適切に考慮しながら価格の調整時期を決めます。

(9) 第21条第4項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

顧客が支払期日内に利用料金を支払わなければ、当社は電子メールで顧客に未払い利用料金を通知します。追加利用料金は法律で定める金額に未払い利用料金を加えて請求されます(ドイツ民法第288節)。

(10) 第21条第5項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

顧客が利用料金を支払わない場合、当社は第13条第1項第1号または第16条第1項第1号によりサービスを中断または解約することができ、それぞれの条項は約款の手続きと方式に従い、サービスウェブサイトに掲示されます。

(11) 第27条第3項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

本条項は当社の有料サービス利用顧客だけに該当し、無料で提供されるサービスは準拠法令の影響下にありません。言い換えれば、無料サービスに対しては、未必の故意や重過失の場合のみ当社が責任を負います。

(12) 第28条第1項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

① 顧客は、次のような事由で紛争が発生する場合、当社、関連会社、またそれぞれに該当する役員、管理、職員、代理人、協力会社およびライセンス使用許可権者を免責して防御し、彼らが被害を受けないようにすることに同意します。

1. 顧客の約款、準拠法および規定違反または侵害

2. 約款違反の疑いについて当社が調査する過程で、または約款違反の摘発または確定の結果、当社が取る措置

② 賠償は当社の法律費用、経費、そして/または上記に明示されている請求により発生する損害賠償額を含むものの、それに限定されるものではありません。

③ 刑事的な責任のない顧客には、第28条の免責義務がありません。

(13) 第29条は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

① 有料サービスの場合、顧客に発生した費用に対する当社の補償および返済義務は、第29条に従います。無料サービスの場合、法律で別途定めのない以上、第6項から第8項まで適用されます。

- ② 当社は次のような場合、全的な責任を負います。(i)当該商品の責任法等準拠法により、責任制限や免除が適用されない限り、(ii)故意または重過失で損害が発生した場合、(iii)通常的な過失により生命、人体または健康に被害を与えた場合、また(iv)当社が合意した保障を遵守しない場合
- ③ 重大な契約上の義務違反が発効中のサービス契約の目的、または適切で適法なサービス契約の履行に不可欠で、顧客が従っている契約履行義務の目的に反する場合を除き、発効中のサービス契約締結時に契約類型と関連してそれぞれの場合に対し、合理的に損害賠償および支払経費を制限した場合に限らなくては、いかなる場合にも当社は通常的な過失により発生した損害賠償および支払経費に対し、法的責任を負いません。
- ④ 顧客と当社は、第 3 項が意味する範囲内で合理的に予測可能な損失または所要費用は、いかなる場合にも(例えば、すべての損害発生事件に対する総合)顧客が本サービス契約により支払わなければならない料金の総額を超過することができません。
- ⑤ その他損害賠償および支払経費に対する当社の責任は免除されます。特に、当社はドイツ民法 12.2 が適用されない限り、同じ法 536a(1)alt.1 により、当社の過失ではない初期欠陥に対し、法的責任を負いません。
- ⑥ 当社は収益損失、売上損失、営業妨害および善意的な損失等を含むものの、それに限定されるものでない間接的または結果的な損害に対し、賠償責任を負いません。
- ⑦ 当社は約款で提示されたところにより、顧客がデータをコピーおよびバックアップしたら避けられた損害に対しては、法的責任を負いません。
- ⑧ 第 2 項の請求である場合を除き、発効中のサービス契約と関連し、契約、不法行為またはその他により発生するすべての権利、請求および損害賠償、そして補償は少なくとも 2 年以内に有効性を喪失します。

(14) 第 30 条は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

- ① すべてのサービス契約は、法条項の相反と関係なく、ドイツ連邦共和国法の支配を受け、それに基づいて解釈されます。1980 年 4 月 11 日に採択された国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しません。
- ② 顧客が消費者の場合を除き、サービス契約による紛争やそれに関するすべての紛争は、ベルリン司法裁判所が専属的管轄裁判所になります。

(15) 次の条項を第 36 条として追加します。

顧客が消費者であり、顧客確認書を作成しなければならないと約款に明示されている場合、テキスト様式(ドイツ民法第 126b 節)で十分です。

付加条項 – アメリカの顧客対象

本付加条項(「以下「付加条項」といいます。)は、アメリカの領土および所有地に位置または居住する、またはアメリカ地域のサービスにアクセスする顧客だけに適用されます。付加条項は約款の一部で、約款を条件とします。付加条項に明示されている限り、約款の内容と一致しなくても、付加条項が優先します。付加条項で別途定義していない用語の定義は、約款に従います。

(1) 第 3 条第 3 項は次のように修正および代替され、完全な意味を持ちます。

当社は、当社のサービスウェブサイトへの修正約款揭示等の合理的な方法で通知することで、約款を修正することができます。この際、当社は約款修正事項の効力が発生する少なくとも 7 日前に効力発生日と詳しい内容を明示し、当社のサービスウェブサイトにてそれを掲示します。ただし、修正事項が顧客の権利および義務と関連し不利に作用する場合、当社は第 7 条第 1 項に明示されているところにより、効力発生日の少なくとも 30 日前に当該顧客にそれを通知します。修正事項を反映した改正約款を掲示する前、または修正事実が顧客に通知される前に当社と顧客の間で紛争が発生する場合、紛争と関連してその修正事項は適用されません。

(2) 次の条項を第 30 条第 3 項として追加します。

③ 前項にもかかわらず、個人顧客の場合、顧客は少額事件裁判所が扱う紛争を除いては、約款によって発生したりそれと関連したりする、または顧客と当社間の関係と関連し、契約、不法行為、法規、詐欺、誤解またはその他法理論によって発生するすべての紛争は、法廷内の判事または陪審員の判決によらず、仲裁人の前で最終的で拘束力のある仲裁を通じて解決するという点に同意します。また、顧客は当社と顧客が互いに陪審員の判決に対する権利をあきらめるという点に同意します。集団行動権の放棄と関連し、下記で別途定めない限り、その紛争は仲裁条項の施行可能性、取り消し可能性または有効性、または仲裁条項の比重等、仲裁条項の解釈または適用による、またはそれに関する問題を含むものの、それに限定されるものではありません。このすべての問題に対し、一人の仲裁人が判決を下し、裁判所や判事は関与しません。ただし、下記に明示した通り、施行可能性、取り消し可能性または有効性等、集団行動権の放棄に対する解釈や適用に関する紛争に対しては、前述の仲裁要件が適用されません。

顧客は、約款に基づいて仲裁が個別に行われ、集団仲裁および集団行動は許容されず、顧客が集団行動に加わる資格をあきらめることに同意したことを認め、これに同意します。

本条項や約款または全米仲裁協会の消費者仲裁規則と相反する条項にもかかわらず、前項の集団行動権放棄の施行可能性、取り消し可能性または有効性に関する紛争は、仲裁人ではない管轄裁判所の民事裁判所でしか解決できません。(a) 集団、団体または代表行動により紛争が起こり、(b) 当該集団の行動権の全体または一部が施行不可能という最終司法判決が出た場合には、集団、団体、そして/または代表行動に対して管轄裁判所の民事裁判所で訴訟を進行しなければならないが、施行可能な当該集団行動権の比重は仲裁により付与されます。この条項で新たに追加した内容の通り、仲裁は全米仲裁協会が消費者仲裁規則に基づいて主管します。消費者仲裁規則の確認ができるウェブサイトのアドレスは、下記の通りです。<https://www.adr.org/aaa/ShowProperty?nodeId=/UCM/ADRSTAGE2021425&revision=latestreleased>。顧客や当社の要請により直接参加が適切だと判断される場合ではない限り、仲裁人は有事時、直接訪問ではなく遠隔画像会議を通じて審理を行います。直接参加で審理が行われる場合には、両当事者が移動しやすく適切な環境を探し、皆に合理的な場所で開催します。当事者間で場所に対する合意ができない場合、AAA(American Arbitration Association)または仲裁人が場所を決めます。仲裁人は約款に明示されている条件に基づいて決定し、決定は最終的で拘束力を持ちます。個別請求が伴う救済が仲裁人の前で提供される必要があると判断する場合に限り、仲裁人には臨時的、過渡的または永久的な禁止命令救済または約款の特定履行を通じる救済判定を下す権限があります。仲裁人が下した判定は、司法権のあるどの裁判所でも確認、実行されることができます。前項にもかかわらず、約款のいかなる条項も法律が許容する限り、顧客が連邦や州、地域機関に問題提起ができないように防ぐことができず、彼らは当社の立場に反して顧客のための救済を追求することができます。

(3) 次の条項を第 36 条として追加します。

当社は、親が未成年の子どもの有害情報へのアクセス遮断を補助する保護装置(コンピューターハードウェア、ソフトウェアまたはフィルターリングサービス等)が商業的に流通されている事実を通知します。現在、このような保護方策を設けている提供業者は次のウェブサイトを確認できます。https://en.wikipedia.org/wiki/Comparison_of_content-control_software_and_providers。しかし、当社はこのサイト内のいかなる製品やサービスも保証しません。

(4) 次の条項を第 37 条として追加します。

サービスに関するお問い合わせおよび苦情について、顧客は電子メール(ncloud_cs@navercorp.com)または NAVER クラウドプラットフォーム((11529)大韓民国 京畿道 城南市 盆唐区 盆唐内谷路 131 板橋テックワンタワー-1, 13-15F)の担当者に書面または電話(1544-5876)で連絡することができます。電子メール通信のセキュリティが十分とは言えないので、当社と電子メールをやり取りする場合、顧客はクレジットカード情報やその他敏感な情報を提供しないように注意しなければなりません。カリフォルニア居住者の場合は、カリフォルニア消費者部署の消費者サービス苦情受付担当部署に郵便(1625 North Market Blvd. Sacramento, CA 95834)または電話((916) 445-1254、(800)952-5210)で連絡することができます。

(5) 次の条項を第 38 条として追加します。

1998年に制定されたデジタルミレニアム著作権法(以下「DMCA」といいます。)は、インターネット上で自分の著作物が権利侵害を受けていると思う著作権者が、アメリカ著作権法の保護下で権利主張ができるように作った法律です。善意の顧客がサービスを通じてアクセスできる自分の著作物が著作権を侵害すると思う場合、顧客(またはその代理人)は当社に郵便、電子メールまたはファックス等の書面でその著作物を削除したり、他人のアクセスを遮断するように要請できます。善意の顧客が誰か自分を相手に悪意的な著作権侵害報告をしたと思う場合、DMCAはその顧客が当社に反対通知をすることを許容します。通知および反対通知は、DMCAが付与する現行明示要件をすべて満たさなければなりません。詳細事項は//www.copyright.gov/参照。通知も反対通知も NAVER クラウドプラットフォームの担当者に郵便(((13529)大韓民国 京畿道 城南市 盆唐区 盆唐内谷路 131 板橋テックワンタワー 1, 13-15F)または電子メール(nccloud_cs@navercorp.com)等を通じて書面で提供されなければなりません。担当者の電話番号は 1544-5876 です。当社は顧客がDMCAに通知、または反対通知を提出する前に、法律諮問と相談することを勧告します。

(6) 次の条項を第 39 条として追加します。

顧客にはアメリカの輸出規制に従う責任があり、アメリカの通商禁止令または輸出を禁止するその他連邦規定等、規制違反に対する責任があります。顧客は次の事項を代弁し、保証し、約定します。顧客は(a)アメリカ政府が通商禁止またはその他規制をする対象国の国民または居住者、アメリカ情報が「テロ支援国家」として指定した国家の市民ではなく、または(b)アメリカ政府の最終使用者規制対象リストに含まれてはいけません。

(7) 次の条項を第 40 条として追加します。

前項の条件に対する顧客の合意事項に付け加え、この条項と相反するある条項にもかかわらず、アップル(「Apple」)の iOS 運営システムと互換性のあるバージョンのサービスに対する顧客の利用にも次の条項は適用されます。アップルは本約款の当事者ではなく、サービスを所有したり、それに対する責任も負いません。該当する場合、購入価格の払い戻しが発生する場合を除き、アップルはサービスに対するいかなる保障もしません。アップルはサービスに関する点検またはその他支援サービスに対する責任を負わず、第三者の生産物責任訴訟、サービスが該当する法的または規制的な要求にできていないという主張、消費者保護法やそれと類似した立法案、そして知識財産権侵害に関する訴訟等の請求訴訟、損失、法的責任、損害賠償、費用またはサービス経費に対する責任も負いません。知識財産権関連等サービスに関するお問い合わせおよび苦情は、上記の「情報または苦情」条項により、当社に提供されなければなりません。顧客が当然視するサービスアクセスおよび利用権利は、アップルの iOS 運営システムで駆動するアップルブランド製品に対するサービスアクセスおよび利用において譲渡不能権利に制限され、その権利を顧客が保有・管理したり、またはアップルのアップストアサービス約款に明示されている利用規則により許容されます。また、顧客はサービス利用時、顧客の無線データサービス約定等、顧客に適用される第三者との約定条件を遵守しなければなりません。アップルとアップルの子会社は、本約款上の第三の受益者であり、顧客が約款の条件を受諾すると同時に第三の受益者として顧客に対抗して契約を執行する権利があり(また、約款の条件を受諾したものと見なす)、前項にもかかわらず、当社が変動事項を執行し、撤回し、または終了する場合、または約款下で権利を放棄または合意する場合、第三者の同意を必要としません。

附則

本約款は、2021年12月16日から適用されます。